

介護保険制度に関するお知らせ

☎高齢福祉課(☎826-1111 内線2372)

皆さんに納めていただく介護保険料は、市の介護保険を運営するための大切な財源になります。介護サービスが十分に整えられるよう、そして介護が必要となったときには誰もが安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

令和元年度の介護保険料

所得段階	対象者		保険料 (年額)		
第1段階	本人が 市県民税非課税	世帯全員が 市県民税非課税	老齢福祉年金受給者、生活保護受給者	23,500円	
第2段階			本人の前年の合計 所得と課税対象と なる年金収入の合 計が		80万円以下の方
第3段階		同じ世帯に市県民税が 課税されている方がいる	80万円超120万円以下の方	80万円超120万円以下の方	50,400円
第4段階				120万円超の方	50,400円
第5段階			80万円以下の方	60,400円	
第6段階	本人が 市県民税課税	前年の合計所得が	第4段階以外の方	67,200円	
第7段階			120万円未満の方	77,200円	
第8段階			120万円以上200万円未満の方	84,000円	
第9段階			200万円以上300万円未満の方	100,800円	
第10段階			300万円以上400万円未満の方	107,500円	
第11段階			400万円以上500万円未満の方	114,200円	
		500万円以上の方	120,900円		

※第1～3段階の方は、10月の消費増税にあわせて、介護保険料が軽減される見込みです。

介護保険料の納め方

特別徴収

年金受給額が年額18万円以上の方は、年金から差し引きとなります。ただし、介護保険料が、年金支給額の2分の1を超える場合などは、特別徴収になりません。

特別徴収の方には「年金からの引き落としのお知らせ」を7月中旬に発送します。

普通徴収

特別徴収の対象とならない方は、市から送付される納付書により8期に分けて納めていただきます。納期限内に指定の金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、市役所、各支所・出張所で納付してください。

普通徴収の方には「納入通知書」を7月中旬に発送します。

納期限

1期	令和元年7月31日	5期	令和元年12月2日
2期	令和元年9月2日	6期	令和元年12月25日
3期	令和元年9月30日	7期	令和2年1月31日
4期	令和元年10月31日	8期	令和2年3月2日

※特別な事情なく介護保険料を一定期間滞納すると、保険給付の制限を受けることがあります。納付についての相談は、納税課(☎内線2333)で随時受け付けますので、早めにご連絡ください。

認定証の更新について

介護保険負担限度額認定証および、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証の有効期限は7月31日までとなります。交付を受けている方には案内を郵送しますので、更新を希望される場合は、8月31日までに申請を行ってください。制度の認定は申請受付月の1日からとなります。9月1日以降に申請された場合は、8月は認定の対象外となりますのでご注意ください。

利用者負担割合

介護保険サービスを利用する際には、本人の合計所得金額と、本人を含めた同一世帯の65歳以上のご家族の年金収入にその他の合計所得金額を加えた額に応じて1割～3割を自己負担していただきます。

負担割合の判定基準について、詳しくはお問い合わせください。

保険料の減免

災害などの特別な事情で保険料を納めることにお困りの場合などは、保険料の減免の措置を受けられる場合がありますので、高齢福祉課介護管理係にご相談ください。